

第 1 3 回教育委員会（定）

開会日時 令和 8 年 7 月 9 日（木）

午前 1 0 時 0 0 分

閉会日時

午前 1 0 時 2 8 分

開会場所 教育支援センター

出席者

教 育 長	長 沼 豊
委 員	小 林 美 香
委 員	野 田 義 博
委 員	善 本 久 子
委 員	山 口 謠 司

出席事務局職員

事務局次長	林 栄 喜	地域教育力担当部長	金 子 和 也
教育総務課長	久保田 智恵子	学 務 課 長	小 林 晴 臣
指 導 室 長	富 田 和 己	新しい学校づくり課長	田 中 一 誉
学校配置調整担当課長	野 崎 友 輔	施設整備担当副参事	彼 島 勲
生涯学習課長	池 田 雄 史	史跡公園担当課長	品 田 真 希
地域教育力推進課長	小 熊 大 介	教育支援センター所長	渥 美 久 枝
中央図書館長	山 田 綾 子		

署名委員

教育長

委 員

午前 10時 00分 開会

教 育 長 皆様、おはようございます。本日は4名の委員の出席を得ましたので、委員会は成立しております。

それでは、ただいまから令和8年第13回の教育委員会を開会いたします。

本日の委員会は2名から傍聴の申し出がなされており、会議規則第30条により許可しましたので、お知らせいたします。

本日の会議に出席する職員は、林次長、金子地域教育力担当部長、久保田教育総務課長、小林学務課長、富田指導室長、田中新しい学校づくり課長、野崎学校配置調整担当課長、彼島施設整備担当副参事、池田生涯学習課長、品田史跡公園担当課長、小熊地域教育力推進課長、渥美教育支援センター所長、山田中央図書館長、以上、13名でございます。

本日の議事録署名委員は、会議規則第29条により、小林委員にお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

○議事

日程第一 議案第36号 板橋区いじめ問題専門委員会規則の一部を改正する規則

(指導室)

教 育 長 日程第一 議案第36号 板橋区いじめ問題専門委員会規則の一部を改正する規則につきまして、次長と指導室長から説明願います。

次 長 それでは、議案第36号 板橋区いじめ問題専門委員会規則の一部を改正する規則でございまして、議案提出者は長沼豊教育長でございます。

こちらにつきましては、児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の指針の国による改正を踏まえまして、いじめの疑いのない自殺事案等に対する調査に関する規定を追加するほか、所要の規定整備をする必要があるため、提出をしたものでございます。詳細につきましては、指導室長の方から説明申し上げます。よろしくをお願いいたします。

指 導 室 長 板橋区いじめ問題専門委員会規則の一部を改正する規則の改正概要につきまして、ご説明いたします。

本件は、第2回区議会定例会におきまして、規則の上位規範である東京都板橋区いじめ防止対策の基本理念、組織等に関する条例の一部を改正する条例が議決されたことに伴い、本条例に関連する規則を改正するものであります。なお、本規則の改正理由といたしましては、条例の改正理由と同様となりますが、文部科学省の定める児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の指針の改正を踏まえ、いじめの疑いのない自殺等事案に対する調査に係る規定を追加するほか、所要の規定整備をする必要があるためでございます。

また、改正する点は主に2点でございます。

1 点目といたしましては、規則第 2 条第 4 項におきまして、いじめ問題専門委員会の所掌事項の一つとなるよう、いじめの疑いのない自殺等事案に対する調査に係る規定を追加するものであります。

2 点目といたしましては、所掌事項の追加に伴い附属機関の組織名称を改めるものであります。なお、施行日は本日令和 8 年 7 月 9 日としております。

以上、本規則の改正概要説明とさせていただきます。

教 育 長 それでは、質疑意見等ございましたらご発言ください。
よろしいですか。

(なし)

教 育 長 それでは、お諮りします。日程第一 議案第 3 6 号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 それでは、そのように決定します。

○議事

日程第二 議案第 3 7 号 教育財産の用途変更について（蓮根文化財整理室）

(生涯学習課)

教 育 長 日程第二 議案第 3 7 号「教育財産の用途変更について（蓮根文化財整理室）」、地域教育力担当部長と生涯学習課長から説明願います。

地域教育力担当部長 それでは、議案第 3 7 号についてご説明いたします。議案資料をご覧くださいればと思います。

教育財産の用途変更についてでございます。

議案の提出日は、令和 8 年 7 月 9 日。提出者は教育長、長沼豊でございます。

このたび、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 1 条第 1 項第 2 号によりまして、教育財産の用途を変更するものでございます。

変更する財産は、蓮根文化財整理室でございます。

提案の理由につきましては、蓮根文化財整理室を福祉部に置きまして、福祉相談の拠点事業として活用することから、令和 8 年 8 月 1 日付で用途を変更し、区長部局へ移管するものでございます。

詳細につきましては、生涯学習課長よりご説明いたします。

生涯学習課長 こちらの内容について、ご説明をさせていただきます。

こちら、今申し上げましたとおり、蓮根文化財整理室につきましては、区長部局の方に福祉相談の拠点として利用するという事で移管するものでございます。

こちらに入っていた文化財については、一部について、新たに既に議案で提出しております中台整理室、旧小規模保育園の方の整理室の方に収蔵という形になります。また、こちら全て区長部局の方に移管になるところではございますが、全て区長部局の方で使用するわけではないというところがございますので、一定の部分についてはそのまま継続してこちらの方で使用するということでございますが、管理については全て区長部局の方で部屋の管理については行っていていただくというところがございますので、一旦区長部局の方に移管、その後、行政財産の使用ということでこちらの一部については生涯学習課の方で文化財整理室として使用させていただくというふうな流れになっております。

簡単でございますが、以上でございます。

教 育 長 一部を移すという形で、区長部局の福祉部が使うということですね。それに伴ってこの処理が必要ということではよろしかったですか。

生涯学習課長 追加で少しご説明させていただくと、こちらの部屋の相談拠点としては、事務所として常駐する方がいらっしゃるというような状況でございますので、一旦こちらの部分の施設の管理についてということで区長部局の方に移管という形になります。こちらで収蔵している部分が、事務所で使う部分に置いてあった部分であるとか、その一部について中台整理室の方に移転をさせていただきまして、残りの部分については大体規模的に言いますと半分程度については生涯学習課の方で文化財整理室として使わせていただいて、継続して文化財を置かせていただくというような状況でございます。よろしくお願いいたします。

教 育 長 分かりました。ほかにいかがでしょうか。

今、文化財については、幾つか分かれて保管をしている状況で、理想的には一つの場所で、所蔵する空間も余裕があって、次々増えていくわけですから専門の場所が区内にどこか拠点としてあるといいと思います。そのようなことも今後検討されそうでしょうか。

生涯学習課長 こちらの整理室については、文化財の保管の場所については、今教育長がおっしゃったとおり、いろいろなところに分散して置かせていただくという状況になっています。なかなかまとまった面積でそのような保管の場所を確保することが難しいというところで、区の空き施設であるとか、そのようなところを活用させていただいております。全体の管理の部分については、こちらの区長部局の企画の部署とも色々相談をさせていただいている状況でございますので、そのようなまとまった施設が今後必要だよねという形で、今、相談をさせていただいているところがございますので、その辺りは企画の部署で色々検討いただいていると認識しております。

教 育 長 ありがとうございます。文化財の保管というのは単なる倉庫という扱いだけで

はなく、もちろん倉庫的な機能も必要ですが、よく小林委員がおっしゃっていただいています、文化財そのものを活用していくということでしょうか、区民の皆様に見ていただくという機会、資料館などでは特別展が必要ですが、もう少し興味を持っていただくような拠点になるような仕組みも必要なのではないかと思っています。その点もいかがでしょうか。

生涯学習課長　今現在、その文化財、こちらで持っておりますそのような文化財、埋蔵文化財なんかについてはランクづけというか、活用できるかできないかというか、分かりやすいものについては活用しやすいという形で今ランクづけの整理をさせていただいているところです。でも、それに伴って収蔵場所なんかも色々変更させていただきながら、なるべく活用しやすいようにその辺の活用については今後検討してまいりますので、よろしくお願いいたします。

教 育 長　ありがとうございます。ぜひよろしくお願いいたします。
よろしいでしょうか。

小 林 委 員　ご説明ありがとうございます。今、何か所ぐらいに分散しているのでしょうか。区の方でこれは文化財で預かってほしいというような窓口、相談を受けるタイミング、そういうスペースがあるのかどうかも含めて聞けたらと思います。

生涯学習課長　今現在は、もしかしたら失念しているところがあるかもしれませんが、徳丸の旧区営住宅、旧成増の出張所、蓮根、中台、高島平のところにもそのような収蔵の場所を設置しているところでございます。ですので、そちらに色々分散をさせていただいて、大分規模的にはどこの施設もいっぱいな状況でございまして、あと色々、古民家なんかで整理をする段階でそのような民具であるとか、寄贈のご希望とかをいただいているところでございますが、その辺りについてなかなか全て受け入れるのは難しいというような状況でございます。

あと、既に発掘が終わった旧凸版の跡地の辺りでは、1,000箱ほど出てきたというような状況でございますので、そのようなところの収蔵も今後色々検討してまいらなくちゃいけないなと思っています。今現在は、その1,000箱については取りあえず収蔵できる状況ではあるのですが、今後の活用というようなところで色々考えていったときに、整理室としての機能を発揮することがなかなか難しい状況もありますので、その辺りの状況は逐次企画部署にも伝えておりますので、そのようなところで色々検討してまいるというような状況です。

教 育 長　ほかにいかがでしょうか。

山 口 委 員　ご報告ありがとうございます。昨日、創造都市委員会があったのですが、過去の遺産というか、いろいろなそういう収蔵しているものも含めてデザインというようなことで活用していくというお話も出てまいりました。もちろん史跡公園を

活用するというようなこともありました、そのようなものを持っている板橋区というものがどういうふうにして成り立っているのか、それを受け継ぐような形でデザインというものが出てきているということから考えれば、こういう文化財をもう少しみんなに見せて、それが発想の源になるような、インスピレーションを与えるような展示の仕方とか、そういうことができるように考えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

生涯学習課長 ありがとうございます。そのような方向で、今現在、保存活用ということでの計画の策定に向けて、色々と準備をさせていただいているところです。その中では、そのようなところの一定の整理をさせていただきながらしていきたいなと思っております。少しその計画についてというところで準備段階でございますので、少し先の方の策定になるとは思いますが、その辺り山口委員のご意見も踏まえて、その辺り考えていきたいと思っております。ありがとうございます。

教 育 長 ほかによろしいでしょうか。

善 本 委 員 ご説明いただきましてありがとうございます。私から一つお伺いしたいのは、先ほど幾つかに分かれているというお話でしたけれど、それはそれぞれの場所によって種類が違うものが分類して分かれているのか、それとも場所が分散しているので、どこにも同じような種類のものが整備されて置かれているという状況なのでしょうか。

生涯学習課長 それぞれの場所で、大体近しい地域のものが大体置かれているのかなという状況です。ただ、旧高島第七小学校、あそこに置いてあったのは結構民具が多かったのですが、その辺りそのような民具の部分についてというのは、主に徳丸の方に今置いているような状況と聞いております。

善 本 委 員 ありがとうございます。では、それぞれ関係のある場所から比較的近いところに置かれているところになりますよね。

全く素人で分からないのですが、温度や湿度の管理が重要なものと、そうでもないものがあるかなと思うので、その辺りがうまく分類してできるようになればというのが、本当に理想論かもしれないですが、そういうのが平気なものと非常にデリケートなものがあるかなと思いますので、その辺りがうまく分類できるというかなと思いますので、ぜひその点、もし工夫の余地があればこのようにできればと思います。

生涯学習課長 基本的に、結構埋蔵文化財のものについては、そのような温度湿度管理が厳格なものは、ほぼほばないと聞いております。そのようなものについては、空き倉庫というか、空き部屋のところでの管理ができます。ただ、そのような厳格な温度管理とかが必要なものがありますので、そのようなものについては郷土資料

館の方にそのような管理ができる収蔵庫を持っておりますので、そちらの方で管理しているというような状況でございます。

善 本 委 員 ありがとうございます。

教 育 長 よろしいですか。

それでは、お諮りします。日程第二 議案第 3 7 号については原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(なし)

教 育 長 それでは、そのように決定します。

○報告事項

1. 「第 3 2 回いたばし国際絵本翻訳大賞表彰式」の開催について

(図－1・中央図書館)

教 育 長 それでは、報告事項を聴取します。報告 1 「「第 3 2 回いたばし国際絵本翻訳大賞表彰式」の開催について」、中央図書館長から報告願います。

中央図書館長 「図－1」となります。

「第 3 2 回いたばし国際絵本翻訳大賞表彰式」の開催について、ご報告をさせていただきます。令和 7 年度に実施いたしました、第 3 2 回いたばし国際絵本翻訳大賞の表彰式の開催についてでございます。

開催日時です。令和 8 年 7 月 1 9 日、午後 1 時からとなっております。

今年度は、過去のいたばし国際絵本翻訳大賞の最優秀翻訳大賞の受賞者様と、審査員様、それからファシリテーターには出版編集者様になっていただいて、トークショーを開催する予定でございます。

次のページに移っていただきまして、5 の (2) でございます。

例年、表彰式の後に行っておりました、「ボローニャ・ブックフェア i n いたばし」についてでございますが、今年度は令和 8 年 1 1 月 3 日より 2 9 日の日曜日までの開催を予定しております。

ご報告は以上となります。

教 育 長 質疑、意見等ございましたらご発言ください。

トークショーについては、チラシを配ったり、SNS 等で告知したりされているのでしょうか。

中央図書館長 今、ホームページの方にアップさせていただいておりますのと、SNS の方にもアップさせていただいておりますので、お子さんがたくさん来られると嬉しいなというところでございます。

教 育 長 ありがとうございます。このような取組は重要だと思ひまして、今までは表彰式だけだったのですが、せっかくの機会ですし、審査員の方も著名な方でいらっしやいますし、ぜひ受賞された方と含めてお話をするという事は、次に応募していただく方にとっても参考になることもあります。まさに絵本の文化ということで、創造都市に向けた取組としても意味があると思ひますので、発信をしっかりとさせていただければと思ひます。既にされているということですが、
中央図書館長、補足があればお願いします。

中央図書館長 今回のトークショーは、「私と絵本と翻訳と」という題名をつけております。こちらはホームページの方に載っているのですが、そのような形で皆さんをつなぐ役割というところで図書館の機能というところ、それから皆さんがこれからの未来に向けて夢をかなえていくということを目的に、今回の会は開催させていただきますので、今年度の様子を見ながら、また来年度に向けていろいろな内容を考えていきたいと考えております。

教 育 長 ぜひお願いします。
資料にありますブックフェアについては、11月の開催となりますが、今月から資料にありますとおり「いたばし絵本とデザインフェスティバル」が開催されるということで、中央図書館長、補足をお願いできますか。

中央図書館長 「いたばし絵本とデザインフェスティバル」の開催につきましては、7月18日から8月16日までの実施となっております。その会期中は、中央図書館の方においては毎日ワークショップを開催して、様々なワークショップを展開していくという形を取らせていただきますので、ボローニャ・ブックフェア in いたばしについては、夏に来てくださったお客様がまた11月に来ていただけるようにというところで組み込ませていただいているところでございます。

教 育 長 ありがとうございます。デザイン部門での取組をしっかりとリードしていくということで、大変意味のあるフェスティバルです。夏のこの時期のフェスティバルと、教育委員会の方では11月のボローニャ・ブックフェア、2つを連動してやっていくということで充実できると思ひます。よろしくをお願いします。
では、よろしいですか。

山 口 委 員 これを拝見させていただきまして、昨日、創造都市委員会で発表されていたのですが、このところをpicture bookという英語を、絵本ということで、絵本という言葉が国際語にしましょうというご提案をさせていただきました。picture bookというと、何か分かったような分からないような感じがする。絵本という言葉が日本で作られた言葉なので、子どもでも大人でも見られるようなものということで絵本という言葉があるので、絵本&デザインという

言葉にしませんかというお話をさせていただきました。今、中野区に福音館書店が移ってきたということで、福音館書店がぐりとぐらをたくさん出していってるわけですが、中野区で絵本のまち中野というのを、福音館書店が大きな手を挙げてやっていたらいいかなと思います。区報も全部ぐりとぐらで。そうなるとうと、絵本のまちというのが中野になりつつあるということで、負けないように、板橋区を絵本のまちというのをデザインしていかないとけない。そのための工夫をしていく必要が出てまいりましたということなので、ぜひ絵本という言葉を使って国際語にさせていただく、その発信地は板橋だということを明確にしていく必要があるというお話だったので、p i c t u r e b o o kではなく絵本ということで、板橋区こそ絵本のまちだということをうたっていくようにしないといけないというお話でした。どうぞよろしくお願いいたします。

中央図書館長 中野区に負けずにといいですか、協調できるところは協調しながら、板橋区の方が歴史は長い絵本のまち板橋でございますので、板橋としてはアピールをしていきたいということ、それから福音館書店のぐりとぐらの絵本につきましても、板橋で製本されているという、そのような背景もございますので、そこは私たちも自信を持って板橋区として絵本のまちの事業を進めていきたいと考えております。

それから、先生がおっしゃられたp i c t u r e b o o kという言葉と絵本という言葉につきましても、私たちも読書推進の計画を立てていく中でいろいろな意見が私たちの中でも出ました。p i c t u r e b o o kという言葉が、果たして直訳でいいものなのかということも私たちの方で話し合っておりますので、また先生方のご知見を活かしながら板橋にとってどういう形が一番ふさわしいかということを考えていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

教 育 長 製本しているのが板橋区内にあるということですね。

分かりました。しっかり確認をしておきたいと思ひます。

確かに日本語として使っているものが海外に伝わるに、そのまま直訳をしてその国の言語にする、例えば英語にするということもあり得るのですが、一方で絵本という言葉自体を広めるという手もあるという趣旨で山口委員、おっしゃったと思うのですが。

山 口 委 員 国際関係の中でのユネスコ都市ということなので、絵本都市学とか、絵本の都市なんだと、絵本を通して人間関係が豊かになっていく、みんなが幸せになっていくまちなんだということを強調していかないと、やっぱりユネスコ認定に難しいというお話です。世界〇〇デーとかありますよね。それと同じようにユネスコ絵本デーというのを制定したのは板橋なんだとか、そういうふうにして発信していくことが必要なんだということです。

教 育 長 大変重要なお話だと思います。同じように、例えば学校の特別活動、これは学

校行事、学級活動、生徒会活動などを総称して特別活動と言いますが、エジプトでは日本式の教育がすばらしいということで始めたのですが、特別活動の略であるトッカツという言葉が使われています。エジプトに行くとトッカツというと日本式の教育だという理解が進んでいるのです。日本語として伝えている、そして向こうが受け入れてくれているということです、やはり広め方とか言葉をどう使うかは非常に重要ですね。示唆に富んだお話をいただきました。ありがとうございます。

小 林 委 員 関連して。恐れ入ります。山口先生が今お話になったところなのですが、武井武雄という童画、コドモノクニという大正から昭和にかけて広まっていった本がありましたが、もともと武井武雄は板橋にアトリエがありまして、それは全部実は長野県の岡谷市に行っちゃってしまっていて、岡谷市の方は武井武雄の童画で進めていらっちゃって、板橋もアトリエはあったのもったいないなと思っております。武井武雄は、絵本というのは何かという定義から始めていますので、そのようなところももう少し掘り起こして、この話と連結していくと、もっと層が厚い、昔から板橋はそういう文化があったということを重ねて発信できたらなと思います。

以上でございます。話題の提供になってしまって申し訳ございませんが。

教 育 長 引き続きよろしくお願いします。よろしいですか。

(なし)

教 育 長 それでは、本件は以上とします。
次に教育委員会次第にはありませんが、追加報告事項はありませんか。

(なし)

教 育 長 以上をもちまして本日の教育委員会は閉会いたします。ありがとうございます。

午前 10時 28分 閉会